

司法修習の概要について

1 新しい司法修習（新司法修習）

- ・ 司法制度改革審議会意見書 【資料1】
- ・ 司法修習委員会「議論の取りまとめ」 【資料2・3】
- ・ 関係規則等を整備し，新司法修習を開始（平成18年11月）

2 司法修習の概略

- ・ 法曹となるためには，司法修習を終えることが必要 【資料4】
- ・ 最高裁判所の付属機関である司法研修所が実施・運営
- ・ 新司法修習の期間・構成 【資料5】

全体の修習期間は1年（実務修習から開始）

全国の地方裁判所，地方検察庁，弁護士会における実務修習 10か月

分野別実務修習 8か月

選択型実務修習 2か月

司法研修所における集合修習 2か月

* 選択型実務修習と集合修習を交互に実施

3 新司法修習の内容

(1) 分野別実務修習 【資料5】

- ・ 民事裁判，刑事裁判，検察，弁護の4分野（各2か月）

(2) 選択型実務修習 【資料6】

- ・ 個別修習プログラム，全国プログラム，自己開拓プログラム

* 修習生が，自らの関心などに応じて主体的に選択・履修

(3) 集合修習

- ・ 民事裁判，刑事裁判，検察，民事弁護，刑事弁護の5科目

(4) 二回試験 【資料7】

- ・ 法曹に必要な最低限の資質・能力を備えているか否かを判断

4 その他 【資料8・資料9】